

Topics | トピックス

- ◆ 2025年度における国民年金保険料の前納額について
- ◆ 外国送金の国際ルール変更に伴い「脱退一時金請求書」の様式が変更になる
- ◆ 2024年分社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を発行
- ◆ 2024年11月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.4%

◆2025年度における国民年金保険料の前納額について

厚生労働省は1月24日に2026年度の国民年金保険料額※を公表するとともに、同日、2025年度における国民年金保険料の前納額を公表した（表1）。

前納制度は、国民年金の保険料を一定期間まとめて納める（口座振替、クレジットまたは現金払い）ことにより保険料額から一定額が割り引かれる仕組みとなっている。口座振替による保険料納付には、前納のほか早割による割引（クレジットや現金は不可）がある。

前納制度を利用するためには、住所地を管轄する年金事務所に申出を行う必要がある。前納額と申出書の提出期限は、表1のとおり。

※国民年金保険料額は2025年度が17,510円、2026年度が17,920円。

<表1> 2025年度における国民年金保険料の前納額

前納の種類	対象期間	口座振替額 (割引額)	クレジットまたは 現金払いの額 (割引額)	申出書の 提出期限
6力月前納	2025年4月～2025年9月分	103,870円 (1,190円/6カ月)	104,210円 (850円/6カ月)	2025年2月28日
	2025年10月～2026年3月分			2025年8月31日
1年前納	2025年4月～2026年3月分	205,720円 (4,400円/1年)	206,390円 (3,730円/1年)	2025年2月28日
2年前納	2025年4月～2027年3月分	408,150円 (17,010円/2年)	409,490円 (15,670円/2年)	2025年2月28日
(早割)	当月分	17,450円 (60円/1カ月)	—	随時

◆外国送金の国際ルール変更に伴い「脱退一時金請求書」の様式が変更

日本年金機構は2月3日、外国送金の国際ルールの変更に伴い、「脱退一時金請求書」の様式が変更になったことを公表した。国際決済ネットワークのSWIFT（スイフト/国際銀行間金融通信協会）では、外国送金における事務処理の効率化やマネーロンダリングの規制強化を図るため、外国送金を行うための通信電文フォーマットを見直した。これに伴い、日本年金機構では、外国人脱退一時金の外国送金を行う際に、「SWIFT（BIC）コード」および受取人住所の「州名（省名）」や「都市名」などの情報が必要になったことから、脱退一時金請求書の様式を見直した。脱退一時金請求書の新様式は日本年金機構ホームページ「[脱退一時金に関する手続きをおこなうとき](#)」からダウンロードできる。また、添付書類や提出方法等の詳細は日本年金機構ホームページ「[脱退一時金を請求する方の手続き](#)」から確認できる。

なお、年金の外国送金についても、今後はSWIFT（BIC）コードが必要となるが、日本年金機構ではこれらの情報を管理していないことから、日本国外の金融機関で年金を受け取っている受給者に「外国送金者にかかる住所・受取金融機関情報の回答書」を順次送付することとしている。回答書を受け取った受給者は、年金受取先に指定している金融機関のSWIFT（BIC）コード及び住所を都市名・州名などに分けて記入し返送する。

◆2024年分社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を発行

日本年金機構は、2024年1月1日～2024年9月30に国民年金保険料を納付した人と、そのうち「ねんきんネット」において事前に電子送付の希望の登録を行った人両者については、国民年金保険料に係る控除証明書の発送をすでに終えているが、加えて、2024年10月1日～2024年12月31に納付した人（電子送付の希望登録を行った人を含む）に対しても表2のように発送を行った。国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となるため、控除を受ける人は確定申告（原則2月17日～3月17日）で国民年金保険料を申告する必要がある、その際に控除証明書を添付する。

なお、控除証明書（電子データ）はマイナポータルでも受け取ることができる。受け取った電子データはe-Taxでの確定申告やオンラインでの年末調整で利用することができる。また、控除証明書に関する問い合わせには、「控除証明書 相談チャット」（対話形式による自動対応）で24時間いつでも対応している。

国民年金保険料を13月以上前納した人は、前納額全額納付した年にまとめて申告するか、各年分の保険料に相当する額を複数年に分けて申告するか、いずれかを選択することができる。具体的な方法は表3のとおり。

<表2> 国民年金保険料に係る控除証明書の発送 今後の予定

対象者	送付方法	送付日
2024年10月1日から2024年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した人	郵送	2月7日
上記のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った人	電子送付 ※郵送は行わない。	1月29日から順次

<表3> 国民年金保険料を13月以上前納した人社会保険料控除

	全額を納めた年に控除（前納額をまとめて申告する場合）	各年分の保険料に相当する額を各年に控除（複数年に分けて申告する場合）
2022年に13月以上の前納をした人	—	2024年の申告に必要となる2022年納付分の控除証明書は、2023年に日本年金機構が送付した控除証明書の2024年分を切り離して申告する。
2023年に13月以上の前納をした人	—	2024年の申告に必要となる2023年納付分の控除証明書は、2024年に日本年金機構が送付した控除証明書の2024年分を切り離して申告する。
2024年に13月以上の前納をした人	日本年金機構が送付した控除証明書（各年に分割されている。最大3年分3枚）は切り離さず、3枚とも申告する。	各年に分割した控除証明書（最大3年分3枚）のうち2024年分の1枚を切り離して申告する。残りの2枚は、次の年以降に使用するもので、大切に保管する。

◆2024年11月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.4%

厚生労働省は昨年1月31日、2024年11月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年11月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.5ポイント増の83.4%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は771万月で、納付月数は642万月。

【2022年11月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.6ポイント増の84.4%であった。納付対象月数は753万月で、納付月数は635万月。

【2023年11月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は82.3%であった。納付対象月数は762万月で、納付月数は627万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.3%、2年経過納付率で島根県の92.4%、1年経過納付率で新潟県の90.3%となった。